

〈高知県の助成制度〉	
対象年齢	入院・通院ともに就学前まで * 食事療養費は乳幼児とも助成対象外 (ただし、幼児(1歳～就学前)については、児童手当所得制限(※本則給付)を超える世帯は助成対象外)
所得制限	乳児(1歳未満) : 制限なし 幼児(1歳～就学前) : 児童手当所得制限に準拠(※本則給付)
自己負担	乳児(1歳未満) : 自己負担なし 幼児(1歳～就学前) : 市町村民税非課税世帯・・・自己負担なし 市町村民税課税世帯・・・総医療費の1割を自己負担 (但し、扶養する子どもの第3番目以降については自己負担なし)
※「本則給付」とは、児童手当施行令の一部を改正する政令(平成24年政令第113号)の改正前の児童手当施行令(昭和46年政令第281号)第1条に規定する児童手当本則給付	

〈市町村の助成制度〉
 ○印: 所得制限、自己負担なし △印: 所得制限・自己負担あり(詳細は備考欄参照)
 ◇印: 所得制限あり、自己負担なし(詳細は備考欄参照) □印: 所得制限なし、自己負担あり(詳細は備考欄参照)

市町村名	入院				通院					備考
	0歳～就学前	就学～12歳	13歳～15歳	16歳～18歳	0歳～3歳未満	3歳～就学前	就学～12歳	13歳～15歳	16歳～18歳	
高知市	○	○			○	○	○			◎H28.10.1拡充/入院・通院 入院(就学前→12歳: 所得制限・自己負担なし) 通院(3歳～就学前: 所得制限あり・自己負担なし →3歳～12歳: 所得制限・自己負担なし)
室戸市	○	○	○		○	○	○	○		H27.4.1拡充/通院(就学前→15歳: 所得制限・自己負担なし)
安芸市	○	○	○		○	○	○	○		◎H28.10.1拡充/通院 (3歳～15歳 所得制限・自己負担あり →3歳～15歳 所得制限・自己負担なし)
香南市	○	○	○		○	○	○	○		H27.4.1拡充 (12歳→15歳: 所得制限・自己負担なし)
香美市	○	○	○		○	○	○	○		H27.4.1拡充 (12歳→15歳: 所得制限・自己負担なし)
南国市	○	○	○		○	○	○	○		H26.10.1拡充 (12歳→15歳: 所得制限・自己負担なし)
土佐市	○	○	□		○	○	○	□		H27.1.1拡充 □印 非課税世帯: 自己負担なし(変更なし) 課税世帯: 世帯1カ月の自己負担額3千円を超える額を全額助成 (自己負担額1万円→3千円へ変更) (* 但し、扶養する子どもが3人以上の世帯については自己負担なし) H29.10.1拡充 (就学前→12歳: 所得制限・自己負担なし)
須崎市	○	○	○		○	○	○	○		
宿毛市	○	○	○		○	○	○	○		
土佐清水市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H30.4.1拡充 (15歳→18歳: 所得制限・自己負担なし)
四万十市	○	○	○		○	○	○	○		H28.4.1拡充 (12歳→15歳: 所得制限・自己負担なし)
東洋町	○	○	○		○	○	○	○		
奈半利町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H30.4.1拡充 (15歳→18歳: 所得制限・自己負担なし)
田野町	○	○	○		○	○	○	○		
安田町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H28.4.1拡充 (15歳→18歳: 所得制限・自己負担なし)
北川村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	R2.4.1拡充 (15歳→18歳: 所得制限・自己負担なし) 適用期間の検討中
馬路村	○	○	○	○※	○	○	○	○	○※	H28.4.1拡充 (15歳→18歳: 所得制限・自己負担なし) ※就労者、既婚者を除く。
芸西村	○	○	○	○※	○	○	○	○	○※	H29.4.1拡充 (15歳→18歳: 所得制限・自己負担なし) ※就労者、既婚者を除く。
本山町	○	○	○	○※	○	○	○	○	○※	H28.4.1拡充 (15歳→18歳: 所得制限・自己負担なし) ※就労者、既婚者を除く。
大豊町	○	○	○	○※	○	○	○	○	○※	H29.4.1拡充 (15歳→18歳: 所得制限・自己負担なし) ※就労者、既婚者を除く。
土佐町	○	○	○	○※	○	○	○	○	○※	H27.10.1拡充 (15歳→18歳: 所得制限・自己負担なし) ※就労者、既婚者を除く。
大川村	○	○	○		○	○	○	○		H26.4.1拡充 (就学前→15歳: 所得制限・自己負担なし)
いの町	○	○	○		○	○	○	○		H26.10.1拡充 (就学前→15歳: 所得制限・自己負担なし)
仁淀川町	○	○	○	○※	○	○	○	○	○※	H30.4.1拡充 (15歳→18歳: 所得制限・自己負担なし) ※就労者、既婚者を除く。
中土佐町	○	○	○		○	○	○	○		
佐川町	○	○	○		○	○	○	○		H26.4.1拡充 (12歳→15歳: 所得制限・自己負担なし)
越知町	○	○	○		○	○	○	○		
梶原町	○	○	○		○	○	○	○		
日高村	○	○	○		○	○	○	○		
津野町	○	○	○	○※	○	○	○	○	○※	R2.4.1拡充 (15歳→18歳: 所得制限・自己負担なし) ※就労者、既婚者を除く。
四万十町	○	○	○		○	○	○	○		
黒潮町	○	○	○		○	○	○	○		
大月町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	R1.10.1拡充 (15歳→18歳: 所得制限・自己負担なし)
三原村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	H30.4.1拡充 (15歳→18歳: 所得制限・自己負担なし)
※○印のみの集計	34	34	32	13	34	34	34	32	13	※12歳、15歳、18歳は、各年齢の年度末まで助成